

## 介護保険による介護予防訪問看護

(単位：円)

		1 割負担料金	
		介護予防	
訪 問 看 護 費	20 分未満	302	
	30 分未満	450	
	30 分以上 1 時間未満	792	
	1 時間以上 1 時間半未満	1,087-	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問（リハビリ）（注 1）	1 回 20 分	283
	*サービス提供体制強化加算として、訪問 1 回につき、上記料金に 3 単位（1 割負担金 3 円）が加算されます。 *夜間・早朝または深夜に訪問した場合は、上記料金に 25%または 50%加算されます。		
加 算	緊急時訪問看護加算（月 1 回）（注 2）	574	
	特別管理加算（月 1 回） （注 3）	（Ⅰ）	500
		（Ⅱ）	250
	複数名訪問看護加算（1 回につき） （注 4）	30 分未満	254
		30 分以上	402
	長時間訪問看護加算（1 回につき）（注 5）		300
	退院時共同指導加算 （退院または退所後の初回訪問時に 1 回）（注 6）		600
	初回加算（初回の訪問看護を行った月に 1 回）（注 7）		300
	看護体制強化加算（月に 1 回）（注 8）		100
	ターミナルケア加算（適応時）		2,000

※令和 3 年 4 月 1 日～9 月 30 日まで感染対策加算として 0,1%上乗せあります。

令和 3 年 4 月 1 日現在

- (注 1) 理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問します。
- (注 2) 24 時間の連絡相談及び緊急時訪問が行なえる体制をとっておりますので、1 月につき加算されます。
- (注 3) 特別な管理を必要とする状態（厚生労働大臣が定める状態ⅠまたはⅡ）については、1 月につき（Ⅰ）または（Ⅱ）が加算されます。
- (注 4) 厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して、指定訪問看護を行った場合に、訪問 1 回につき加算されます。
- (注 5) 厚生労働大臣が定める状態等にあり特別管理加算が認められている利用者に対して、所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問看護を行った後も引き続き訪問看護を行って、通算 1 時間 30 分以上となる場合に 1 回につき加算されます。
- (注 6) 退院または退所前に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を受け、その内容を文書により提供された場合に加算されます。
- (注 7) 新規の利用に対し初回の訪問看護を行った月に算定されます。
- (注 8) ①24 時間の連絡相談及び緊急時訪問を利用されている利用者数、  
②特別な管理を必要とする状態の利用者数、  
③ターミナルケア加算の適応になった利用者数、

以上の3項目に該当する利用者数によって、1月につき加算されます。